

## 様式 1

## 事 業 報 告 書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名 称 特定医療法人生仁会

- ①  財団  社団 (■ 出資持分なし  出資持分あり)  
 ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県高山市国府町村山 235 番地 5

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 35 年 5 月 23 日

(4) 設立登記年月日 昭和 35 年 5 月 31 日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	加藤 秀明	須田病院管理者 介護老人保健施設アルカディア管理者
常務理事	須田 俊	法人本部事務担当者
理事	廣瀬 靖雄	須田病院副院長
同	岡本 英一	元社会福祉法人清徳会役員
同	中谷 伸一	元社会福祉法人石浦龍華会役員
同	沼津 英夫	倉庫貸付会社社長
監事	大林 泰雄	大林泰雄税理士事務所所長
同	打保 秀一	高山市図書館顧問

	氏名	備考
評議員	伊藤 松壽	医療従事者（薬剤師）
同	井ノ上 光良	医療を受ける者（薬剤師）
同	垣内 茜	医療従事者（看護師）
同	垣内 生知	医療従事者（歯科医師）
同	竹中 勝信	医療従事者（医師）
同	寺田 君代	医療従事者（薬剤師）
同	中田 清介	医療を受ける者（高山市議会議員）
同	野中 隆平	医療を受ける者（一級建築士）
同	舟本 幸美	医療を受ける者（看護師）
同	森 豊子	医療を受ける者（栄養士）
同	山下 玲子	医療従事者（保健師・看護師）
同	山本 浩二	医療を受ける者（司法書士・社会保険労務士）

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	須田病院	2112701517	岐阜県高山市国府町村山235番地5	精神病床 261床
介護老人 保健施設	介護老人保健施設 アルカディア	2153080011	岐阜県高山市国府町村山249番地1	入所定員 70名 通所定員 30名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
須田病院居宅介護支援事業所	岐阜県高山市国府町村山235番地5	
須田病院訪問看護ステーション	岐阜県高山市国府町村山235番地5	
須田病院ヘルパーステーション	岐阜県高山市国府町村山235番地5	
自立訓練施設あじめ	岐阜県高山市国府町村山315番地1	
地域活動支援センターやまびこ	岐阜県高山市国府町村山251番地2	
福祉ホームむらやま	岐阜県高山市国府町村山318番地	
グループホームアクトヒダ	岐阜県高山市国府町村山481番地3	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年 5月25日	令和4年度決算の決定 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号から第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類の承認 廣瀬靖雄氏に対する役員退職慰労金支給の決定
令和5年 5月27日	令和4年度決算の同意 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号から第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類の同意
令和6年 3月23日	任期満了に伴う役員（理事及び監事）の選任 令和6年度の事業計画の決定 令和6年度の収支予算の決定 令和6年度の借入金額の最高限度額の決定 令和6年度の役員報酬総額の決定
令和6年 3月30日	令和6年度の事業計画の同意 令和6年度の収支予算の同意 令和6年度の借入金額の最高限度額の同意

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

## 様式2

※医療法人整理番号	0	0	0	1	4
-----------	---	---	---	---	---

法人名 特定医療法人生仁会所在地 岐阜県高山市国府町村山235番地5財産目録  
(令和6年3月31日現在)

1. 資産額	2,248,370 千円
2. 負債額	855,824 千円
3. 純資産額	1,392,546 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	551,488
B 固定資産	1,696,882
C 資産合計 (A+B)	2,248,370
D 負債合計	855,824
E 純資産 (C-D)	1,392,546

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借    ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借    ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式3-1

法人名 特定医療法人生仁会  
 所在地 岐阜県高山市国府町村山235番地5

※医療法人整理番号 0 0 0 1 4

貸 借 対 照 表  
 (令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	551,488	I 流動負債	241,771
現金及び預金	169,806	支払手形	
事業未収金	353,967	買掛金	7,920
有価証券		短期借入金	150,000
たな卸資産	18,667	未払金	
前渡金		未払費用	60,678
前払費用	1,502	未払法人税等	1,627
その他の流動資産	7,546	未払消費税等	3,030
II 固定資産	1,696,882	前受金	
1 有形固定資産	1,587,255	預り金	18,472
建物	1,274,927	前受収益	
構築物	8,942	引当金	
医療用器械備品	8,995	その他の流動負債	44
その他の器械備品		II 固定負債	614,053
車両及び船舶	7,218	医療機関債	
土地	252,104	長期借入金	582,172
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	35,069	引当金	
2 無形固定資産	6,259	その他の固定負債	31,881
借地権		負債合計	855,824
ソフトウェア	4,240	純資産の部	
その他の無形固定資産	2,019	科 目	金 額
3 その他の資産	103,368	I 基 金	
有価証券	22	II 積立金	1,392,546
長期貸付金		資本剰余金	3,500
保有医療機関債		利益準備金	875
その他長期貸付金		その他利益剰余金	1,388,171
役職員等長期貸付金		III 評価・換算差額等	
長期前払費用		その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	103,346	純資産合計	1,392,546
資産合計	2,248,370	負債・純資産合計	2,248,370

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

## 様式 4-1

法人名 特定医療法人生仁会  
 所在地 岐阜県高山市国府町村山 235 番地 5

※医療法人整理番号 00014

## 損 益 計 算 書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,089,848
2 事業費用	2,023,879	
(1) 事業費		
(2) 本部費		2,023,879
本来業務事業利益		65,969
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		92,516
2 事業費用		121,695
附帯業務事業損失		△29,179
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		36,790
II 事業外収益		
受取利息	222	
その他の事業外収益	40,981	41,203
III 事業外費用		
支払利息	6,121	
その他の事業外費用	2,369	8,490
経常利益		69,503
IV 特別利益		
固定資産売却益	320	
その他の特別利益	4,377	4,697
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		
税引前当期純利益		74,200
法人税・住民税及び事業税	1,627	
法人税等調整額		1,627
当期純利益		72,573

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

## 監 事 監 査 報 告 書

特定医療法人生仁会

理事長 加藤 秀明 殿

私たち（注1）は、特定医療法人生仁会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 24 日

特定医療法人生仁会

監 事 大林 康雄

監 事 打保 秀一

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

この写しは原本と相違ないことを証明します。

令和6年6月17日

特定医療法人生仁会

理事長 加藤 秀明